裁判員　中谷　元
裁判員　原田　義昭
裁判員　古本伸一郎
裁判員　西根　由佳
裁判員　漆原　良夫
裁判員　津村　啓介
裁判員　藤田　幸久
裁判員　関口　昌一
裁判員　藤井　基之
裁判員　白浜　一良
裁判員　水野　賢一

人事異動

法務省

相川　信一　岩井　俊　鬼武　孝夫
小池　信行　髙木　佳子　春名　一典
松原　忠策　三木　浩一　森脇　勝
山田　文　山本　和彦
認証審査参与員に任命する（各通）
検事　佐藤　達文
検事兼法務事務官　磯部　慎吾
法務事務官　櫻庭　倫
同　塚野　智久
平成二十四年度司法書士試験委員に併任する
併任の期間は平成二十五年十一月三十日までとする（各通）
検事兼法務事務官　中嶋　伸明
法務事務官　齊藤　雄一
同　土手　敏行
平成二十五年度司法書士試験委員の併任を解除する（各通）
同　塚野　智久
平成二十五年度土地家屋調査士試験委員に併任する
併任の期間は平成二十五年十二月三十一日までとする
同　土手　敏行
平成二十五年度土地家屋調査士試験委員の併任を解除する（以上四月一日）

公安調査庁

（東京高等検察庁検事公安調査庁総務部総務課長）検事　西谷　隆
公安調査庁総務部総務課長に充てるほか、公安調査庁総務部総務課長を解く
（東京高等検察庁検事）同　山西　宏紀
公安調査庁総務部総務課長に充てる
（近畿公安調査局調査第一部長）同　上林　清
（四国公安調査局調査第一部長）法務事務官　村上　宏行
公安調査庁総務部参事官に転任させる
（公安調査庁調査第二部統括調査官）同　岡村　雅弘
北海道公安調査局長に昇任させる
（関東公安調査局調査第一部長）同　遠藤　正博
釧路公安調査事務所長に昇任させる
（公安調査庁総務部総務課上席公安調査専門職）同　松野　晃
東北公安調査局長に昇任させる
（公安調査庁総務部総務課渉外広報調整官）同　黒木　章秀
東北公安調査局総務部長に昇任させる
（公安調査庁調査第一部長）同　井上　雅登
東北公安調査局調査第一部長に転任させる
（公安調査庁調査第二部統括調査官）同　小林　又三
東北公安調査局調査第二部長に昇任させる
（東北公安調査局総務部職員管理官）同　宇田川武臣
盛岡公安調査事務所長に昇任させる
（中部公安調査局調査第一部長）同　橋本　成裕
関東公安調査局調査第一部長に配置換する
（中部公安調査局調査第二部長）同　赤倉　俊光
関東公安調査局調査第二部長に配置換する
（近畿公安調査局総務部長）同　中野　浩治
さいたま公安調査事務所長に転任させる
（九州公安調査局総務部長）同　玉﨑　裕幸
千葉公安調査事務所長に転任させる
（公安調査庁総務部人事課上席公安調査専門職）同　渡部　幹昭
横浜公安調査事務所長に昇任させる
（釧路公安調査事務所長）同　佐野　輝幸
新潟公安調査事務所長に配置換する
（北海道公安調査局長）同　乙武　孝信
中部公安調査局長に配置換する
（公安調査庁総務部総務課上席課長補佐）同　石井　憲文
中部公安調査局調査第一部長に昇任させる
（四国公安調査局総務部長）同　浅野　栄二
中部公安調査局調査第二部長に配置換する
（関東公安調査局調査第二部長）同　住吉　邦彦
近畿公安調査局総務部長に配置換する
（東北公安調査局調査第一部長）同　春原　信一
近畿公安調査局調査第一部長に配置換する
（中国公安調査局調査第一部長）同　森田　薫
京都公安調査事務所長に転任させる
（公安調査庁総務部参事官）同　三村　覚
中国公安調査局長に昇任させる
（関東公安調査局総務部総務管理官）同　山下　直貴
中国公安調査局総務部長に昇任させる
（公安調査庁調査第二部付）同　太田　政孝
中国公安調査局調査第一部長に昇任させる
（九州公安調査局調査第一部長）同　赤倉　俊光
四国公安調査局長に昇任させる
（公安調査庁総務部人事課総括課長補佐）同　鈴木　孝二
四国公安調査局総務部長に昇任させる
（公安調査庁調査第一部統括調査官）同　原田　博
四国公安調査局調査第一部長に昇任させる
（公安調査庁総務部総務課総括課長補佐）同　末竹　貴博
九州公安調査局総務部長に昇任させる
（熊本公安調査事務所長）同　北奥　徹
九州公安調査局調査第一部長に転任させる
（公安調査庁調査第一部付）同　森岡　雅信
熊本公安調査事務所長に昇任させる（以上四月一日）

公安審査委員会

（公安審査委員会事務局長）法務事務官　岩津　郁
法務省に出向させる
（法務省大臣官房施設課企画調査官）同　森田　久弘
公安審査委員会事務局長に昇任させる
人事管理官を命ずる
倫理監督官を命ずる（以上四月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月九日午前十時三十七分御出門、「歌舞伎座新開場　柿葺落四月大歌舞伎」を御鑑賞のため、歌舞伎座（中央区）へ行幸啓、午後零時三十五分還幸啓になった。

御答信

天皇陛下から三月十四日中華人民共和国主席閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十一日御答信があった。

天皇陛下から三月八日チェコ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十二日御答信があった。

御答電

天皇陛下から平成二十四年十二月二十八日キューバ国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下へ発せられた御祝電に対し、四月一日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

法務省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、法務省防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年4月12日　法務大臣　谷垣　禎一